

架空線損傷事故の対策事例

今年度も既に架空線損傷事故が5件発生しています！
対策事例を参考に事故撲滅を図りましょう！！

○事件事例 [河川高水敷掘削工事]

バックホウを移動させるときに、足元に気をとられ、ブームを起こしたまま走行して、バックホウのアームが架空線に接触し、NTT線を切断しました。

※0.45m³クラスのバックホウでもブームを最大に起こすと高さ6mを超えます！

☆対策例①

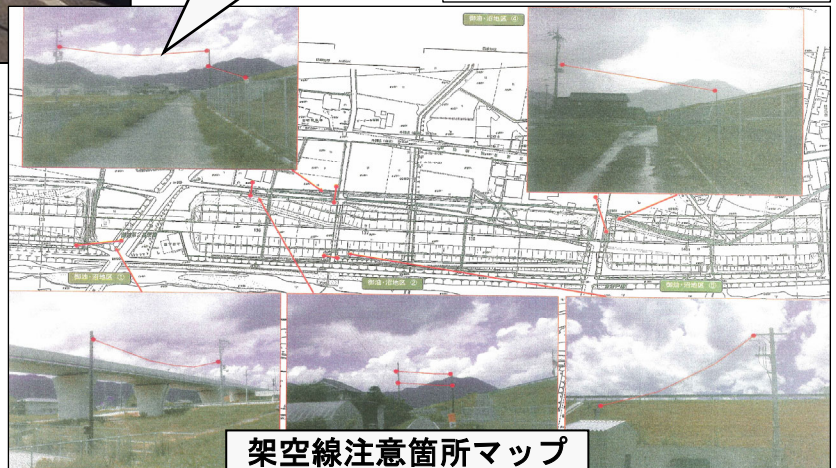
上記の事故を受け、再発防止策として工事区域に横断している架空線の前後に“高さ予告表示”、“注意看板”等を設置して注意喚起を促しています。

更に、高さ予告表示に接触するとブザー・回転灯が作動したり、高さ予告表示を可倒式構造にする等の方法だとバックホウの運転者にも分かりやすく効果的です。

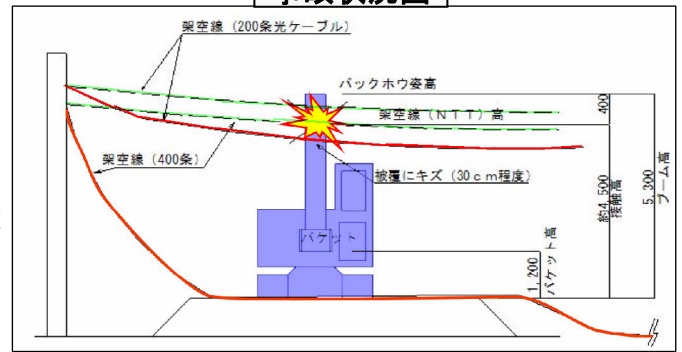


☆対策例② [道路改良工事]

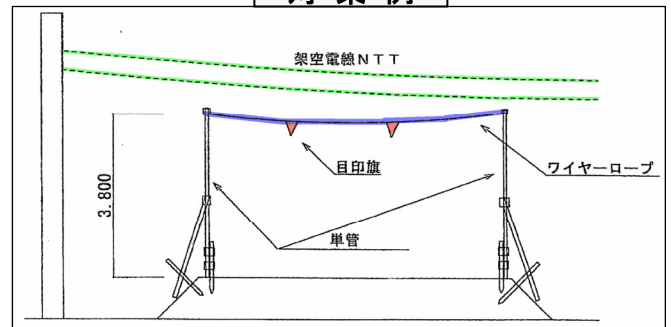
現場で架空線等の横断や近接箇所を工事平面図に書き込んだ“架空線注意箇所マップ”を作成し、工事打合せ時や安全教育時に配布して、要注意箇所の存在を周知徹底し、事故の未然防止を図っています。



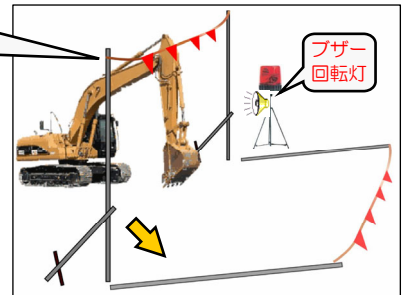
事故状況図



対策例



可倒式
高さ予告表示



写真に架空線を
マーキング

☆☆☆再確認 お願い致します [建設系機械等の操作資格]☆☆☆

労働安全衛生法第61条によると、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、免許、技能講習等の資格を有する者でなければ、当該業務に就くことはできません。

※例えば、不整地運搬車両(最大積載量 1ton 以上)の操作には、**不整地運搬車運転業務の技能講習修了**が必要です。車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用、掘削用)の技能講習修了では運転操作はできません!

下表は、建設業における労働安全衛生法令上の資格、選任等一覧表です。遵守して下さい。

建設業における労働安全衛生法令上の資格、選任等一覧表

作業等	選任等の種別	資格・選任・指名等				
		免許証	技能講習修了証	特別教育修了	特定自主検査者研修修了	事業者の選任、指名、配置等
1. 高圧室内作業 (大気圧を超える気圧下の室内、シャフトの内部)	作業主任者		法 59	空気圧縮機運転者、送気調節、加圧・減圧・再圧室操作者、作業者		
2. ガス溶接等作業	作業主任者	作業				
3. 木材加工用機械作業 (木のこぎ、削り、研ぎ、面取り、かん切、ルーター等)		作業主任者				
4. コンクリート破砕器作業		作業主任者				
5. 地山の掘削作業		作業主任者			作業指揮者	誘導者 点検者 誘導者 点検者
6. 土止め支保工作業 (切りばり、盛おこしの取り付け、取りはずし)		作業主任者				
7. すい道等の掘削等作業 (当クレーン等の取り付け)		作業主任者	法		作業指揮者	誘導者 点検者
8. すい道等の覆工作業 (組立て、移動、解体、これに伴うコンクリート打設)	法	作業主任者	59	坑内作業	作業指揮者 防火担当者	誘導者 点検者 測定者
9. 採石のための掘削作業 (高さ2m以上一採石第2条采石の採取)		作業主任者			点検者	
10. はい作業 (高さ2m以上のはい付け、はいくずし)		作業主任者				
11. 型枠支保工の組立て等作業 (組立て、解体)		作業主任者			作業指揮者 誘導者	監視人 誘導者
12. 足場組立て等作業 (組立て、解体、変更)		作業主任者			作業指揮者 誘導者	監視人 誘導者
13. 建築物等の鉄骨組立て等作業 (組立て、解体、変更)	14	作業主任者			作業指揮者 誘導者	監視人 誘導者
14. 鋼橋架設等作業 (架設、解体、変更)		作業主任者			作業指揮者 誘導者	監視人 誘導者
15. 木造建築物の組立て等作業 (構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取り付け)		作業主任者			作業指揮者 誘導者	監視人 誘導者
16. コンクリート造の工作物の解体等作業 (解体、破壊)		作業主任者			作業指揮者 誘導者	監視人 誘導者
17. コンクリート橋架設等作業 (架設、変更)		作業主任者			作業指揮者 誘導者	監視人 誘導者
18. 第1種酸素欠乏危険作業 第2種酸素欠乏危険作業 第2種酸素欠乏危険作業以外の酸素欠乏作業		作業主任者	法 59	酸素欠乏危険作業主任者 酸素欠乏危険作業主任者 酸素欠乏危険作業主任者 酸素欠乏危険作業主任者 酸素欠乏危険作業主任者	監視人	測定者 指揮者
19. 有機溶剤業務		作業主任者		特別教育に準ずる教育		
20. 特定粉じん作業						
21. クレーン・移動式クレーン・デリック 運転業務	運転士 つり上げ荷重5t以上	運転者 つり上げ荷重5t以上の特 上準移動式クレーン・つり上げ荷重1t 以上5t未満の小型移動式クレーン		運転者 つり上げ荷重5t未満のクレー ン・つり上げ荷重以上の移動式クレー ン・つり上げ荷重1t未満の移動式クレーン	特定自主検査者	作業指揮者 誘導者 点検者
※22. 車両系建設機械(整地・運搬 積み込み用、掘削用)運転業務		運転者 総重量3t以上 (動力により自走するもの)		運転者 総重量3t未満 (動力により自走するもの)	特定自主検査者	作業指揮者 誘導者 点検者
23. 車両系建設機械(基礎工事用) 運転業務		運転者 総重量3t以上 (動力により自走するもの)		運転者 総重量3t未満 (動力により自走するもの)	特定自主検査者	作業指揮者 誘導者 点検者
24. 車両系建設機械(締めめ用) 運転業務		運転者 総重量3t以上 (動力により自走するもの)		運転者 総重量3t未満 (動力により自走するもの)	特定自主検査者	作業指揮者 誘導者 点検者
25. 車両系建設機械(コンクリ ート打設用)運転業務	法	運転者 総重量3t以上 (動力により自走するもの)		運転者 総重量3t未満 (動力により自走するもの)	特定自主検査者	作業指揮者 誘導者 点検者
26. 車両系建設機械(解体用) 運転業務		運転者 総重量3t以上 (動力により自走するもの)		運転者 総重量3t未満 (動力により自走するもの)	特定自主検査者	作業指揮者 誘導者 点検者
※27. 不整地運搬車運転業務		運転者 最大積載量1t以上		運転者 最大積載量1t未満	特定自主検査者	作業指揮者 誘導者
28. 高所作業車運転業務		運転者 作業床の高さ10m以上		運転者 作業床の高さ10m未満	特定自主検査者	作業指揮者 誘導者
29. ボーリングマシン運転業務				運転者		作業指揮者 誘導者
30. ジャッキ式つり上げ機械の 調整・運転業務				調整・運転者		
31. フォークリフト運転業務		運転者 最大荷重1t未満	61	運転者 最大荷重1t未満	特定自主検査者	作業指揮者 誘導者
32. ショベルローダー運転業務 フォークローダー		運転者 最大荷重1t以上	59	運転者 最大荷重1t未満		作業指揮者 誘導者
33. 巻上げ機				運転者		
34. 建設用リフト運転業務				運転者		作業指揮者
35. 玉掛け業務		作業 つり上げ荷重1t以上(クレーン等の玉掛け)		作業 つり上げ荷重1t未満		責任者 誘導者
36. ゴンドラ操作業務				操作者		
37. 軌道装置運転業務				運転者		監視人 誘導者
38. 火薬・発破業務	発破技士 取扱保安責任者				監視人 誘導者	誘導者 受領責任者
39. 潜水業務	潜潜水士				連絡員	
40. アーク溶接業務						
41. 研削といし試運転業務			法	送気調節操作者 再圧室操作者		
42. 電気取扱業務			59	電気取扱者		
43. 振動工具取扱業務				電気取扱者		
44. 石綿作業		法 14 作業主任者		作業		

特定作業には有資格者、作業指揮者等の配置が必要です。

建設業労働災害防止協会

平成19年度全国労働衛生週間(10月1日~10月7日)

スローガン「ここにゆとり からだに余裕 みんなでつくる 健康職場」